

日高市

子ども・子育て支援事業計画

次世代育成支援行動計画－第2期：前期計画－

子どもが まんなか 子育て応援団ひだか

【平成27年度～平成31年度】



日高市

1 子ども・子育て支援新制度がスタートしました

子どもの育ち、子育てをめぐる環境の変化

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化が進み、身近な親族や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言や支援を得ることが困難であるなど、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。

また、社会状況をみると、共働き家庭が増える一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。また、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められている中、都市部を中心に、依然として多くの待機児童が存在しています。

さらに、少子化により、子どもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少しており、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しているなど、子どもの育ちをめぐる環境も変容しています。

子ども・子育てを支援する新たな制度の創設

国では、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、平成24年8月に、子ども・子育て関連3法を成立しました。

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法に基づく制度であり、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」とともに、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とした制度です。

子ども・子育て関連3法とは

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部を改正する法律
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（改正児童福祉法を含む）

『子ども・子育て支援新制度』が目指す主なポイント

■質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- ・幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ります。

■保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

- ・保育の場を増やし待機児童等を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。

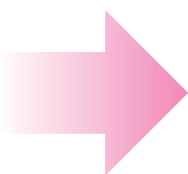
■地域の子ども・子育て支援の充実

- ・すべての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、放課後児童クラブや親子が交流できる拠点の充実を図ります。

2 日高市の子育て支援計画の策定

本市においては、「子ども・子育て支援法」に基づき、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等を提供するとともに、「次世代育成支援対策推進法」に基づいた次世代育成支援対策に係る施策を継続的に推進するために、「日高市子ども・子育て支援事業計画」と「日高市次世代育成支援行動計画（第2期：前期計画）」を共同策定しました。

日高市次世代育成支援行動計画
（第1期：後期計画）
【平成22年度～平成26年度】



●日高市子ども・子育て支援事業計画
●日高市次世代育成支援行動計画
（第2期：前期計画）
【平成27年度～平成31年度】

基本理念と基本的な視点

基本理念

子どもが まんなか 子育て応援団ひだか

次代を担う子どもたちが、心豊かで健やかに育つことは、まちの発展に欠かせない要素です。豊かな自然の中で、子どもたちが健やかに成長できるよう、家庭、地域、事業所、行政が一体となって子育てを応援することで、子どもを中心に、世代を超えた全ての人が元気になれるまちづくりを目指します。

基本的な視点

1 子どもの視点

子どもとは、おおよそ18歳未満とします。

次代を担う子どもたちの幸せを第一に考え、一人ひとりの子どもの生き方が尊重できるよう、子どもの視点に立った取組を進めます。

2 「おや」の視点

「おや」とは、次代の親となる中学生・高校生以上の市民、また、広くすべての子どもの保護者とします。

家庭や子どもを持ちたいと思う市民が、家庭や子育てに夢が持てるよう、「次代のおや」の視点に立った取組を進めます。

また、心身ともにゆとりを持って子育てができるよう、「おや」の視点にたった取組を進めます。

3 「みんな」の視点

みんなとは、子どもやその家庭を含めた、地域、学校、事業所、行政、さらには、日高市の自然環境とします。

子どもは社会を構成する重要な一員であるため、子どもや家庭はもとより、地域、事業所、行政を始め社会全体が、それぞれの役割を担いながら、みんなで支え合う視点に立った取組を進めます。

3 計画の構成と基本目標

この計画は、2つの計画から構成されています。それぞれの計画の基本目標は次のとおりです。

日高市子ども・子育て支援事業計画

- 基本目標1 幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援の充実等
- 基本目標2 専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携
- 基本目標3 職業生活と家庭生活との両立のための雇用環境整備施策との連携

日高市次世代育成支援行動計画

- 基本目標1 子育て家庭を支援するまち
- 基本目標2 子育ても仕事も充実するまち
- 基本目標3 子どもが安心して暮らせるまち
- 基本目標4 子どもが楽しく遊び、学べるまち

4 子ども・子育て支援事業計画の事業概要

基本目標1 幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援の充実等

1 教育・保育施設の充実

平成25年度に実施したニーズ調査に基づき、幼稚園・保育所・認定こども園の利用児童の見込みを予測し、その確保のために、小規模保育事業者などの活用や幼稚園の認定こども園への移行促進を図ります。

2 地域子ども・子育て支援事業の推進

すべての子育て家庭のために、地域の子育て支援を充実します。

地域子ども・子育て支援事業（全13事業）

- 利用者支援事業
- 時間外保育事業
- 妊婦健康診査
- 多様な主体が参入することを促進するための事業
- 放課後児童健全育成事業
- 子育て短期支援事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業



基本目標2 専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

1 児童虐待防止対策の充実

養育支援を必要とする家庭を早期に把握し虐待の発生を予防するほか、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応への取組を強化します。介入や専門性が必要な場合は、児童相談所などの関係機関との連携を強化し遅延なく対応します。

2 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭や父子家庭は、子育てをする上で経済的な支援が必要であるなど、多くの問題を抱えています。このため、母子家庭及び父子家庭への自立支援は、就業支援、生活・子育て支援、経済的支援など総合的な支援を適切に実施します。

3 障がい児施策の充実等

障がいのある子どもが、その可能性を伸ばし、安心した生活を送るためには、身近な地域で利用できる専門的な支援が必要です。また、障がいの早期発見・治療や子どもの発達段階に応じた継続的な支援が求められます。

このため、地域の専門施設や関係機関との連携により、乳幼児期からの切れ目のない支援を身近な場所で受けることのできる体制を構築していきます。

具体的には、埼玉県が指定する地域の専門施設等との連携により、次の支援の円滑な提供に努めます。

基本目標3 職業生活と家庭生活との両立のための雇用環境整備施策との連携

1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

働きたい人が仕事と生活を両立させるためには、職場や家庭、地域において、個人の事情に応じたバランスのとれた環境が必要であり、子育てに関する男女共同参画の推進や職場環境の改善、労働者・事業主の意識改革など多面的な取組が求められます。

仕事と生活の調和の実現のための働き方に関し、啓発活動を実施します。

5 次世代育成支援行動計画の事業概要

基本目標1 子育て家庭を支援するまち

1 子どもと親の健康づくりの推進

(1) 健康づくりの推進 (2) すこやか親子支援事業の充実 (3) 思春期保健対策の充実 (4) 小児医療の充実 (5) 食育の推進	【主な事業】 ・子どもの健康づくりの推進 ・乳幼児健康診査の充実 ・思春期相談の充実 ・小児救急医療体制の整備 ・地域における食育の推進 など
---	--

2 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実 (2) 保育サービスの充実 (3) 子育て支援のネットワークづくり (4) 児童の健全育成	【主な事業】 ・地域子育て支援センターの充実 ・ファミリー・サポート・センターの充実 ・子育て情報紙発行への支援 ・利用者支援事業の実施 など
---	---

3 子育てにかかる経済的負担への支援

- (1) 保育料などの負担軽減
- (2) 医療費の助成
- (3) 児童手当の支給

- 【主な事業】
- ・ 保育所（園）保育料の軽減
 - ・ 子ども医療費支給事業の充実
 - ・ 児童手当の支給 など

基本目標2 子育ても仕事も充実するまち

1 子育てと仕事の両立の推進

- (1) 多様な保育サービスの提供
- (2) サービスの質の評価と向上

- 【主な事業】
- ・ 延長保育事業の実施
 - ・ 学童保育室における保育の実施 など

2 仕事と生活の調和の推進

- (1) 男女共同参画の推進
- (2) 父親の育児への参加促進
- (3) 企業の理解促進
- (4) 就職支援の充実

- 【主な事業】
- ・ 男女共同参画の推進
 - ・ 父子手帳の配布
 - ・ ワーク・ライフ・バランスの啓発及び情報の提供 など

基本目標3 子どもが安心して暮らせるまち

1 子どもの安全の確保

- (1) 子どもの交通安全の確保
- (2) 防犯活動の推進
- (3) 被害に遭った子どもの保護の推進

- 【主な事業】
- ・ 交通安全指導及び教室の実施
 - ・ 被害児童に対する支援活動の推進 など

2 子育てを支援する生活環境の整備

- (1) 良質な住宅及び居住環境の確保
- (2) 安全な道路交通環境の整備
- (3) 安心して外出できる環境の整備

- 【主な事業】
- ・ 歩道等の整備
 - ・ 公共施設の施設整備 など

3 要保護児童への対応

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (3) 障がい児施策の充実

- 【主な事業】
- ・ 要保護児童対策地域協議会の開催
 - ・ 母子・父子自立支援員の配置
 - ・ ひとり親家庭等医療費支給事業の実施
 - ・ 障がい児への訪問による相談及び支援 など

基本目標4 子どもが楽しく遊び、学べるまち

1 子どもの遊びへの支援

- (1) 身近で魅力ある遊び場の整備
- (2) 子どもの居場所の確保

- 【主な事業】
- ・ 既存公園の充実
 - ・ 放課後子ども教室の実施 など

2 多様な体験機会の確保

- (1) 地域活動の促進
- (2) 文化・芸術活動の促進
- (3) スポーツ・レクリエーション活動の促進
- (4) 自然・環境活動の促進

- 【主な事業】
- ・ ひ・まわり探検隊事業の実施
 - ・ 各種スポーツ教室の開催
 - ・ 生活・自然活動体験の充実 など

3 特色ある教育の充実

- (1) 個性を生かす幼児・学校教育の推進
- (2) 教育相談の充実
- (3) 特別支援教育の充実

【主な事業】

- ・ A E Tを活用した国際理解教育の実施
- ・ ふれあい相談員やスクールカウンセラーによる相談の実施
- ・ 特別支援学級の設置 など

4 次代の親の育成

- (1) いのちを大切にする機会の充実
- (2) 生きる力の育成に向けた教育環境の整備
- (3) 家庭や地域の教育力の向上
- (4) 有害環境対策の推進

【主な事業】

- ・ 小・中学生と幼児とのふれあい体験の実施
- ・ 中学生職場体験事業の実施
- ・ 社会教育指導員の配置
- ・ 青少年に有害な環境対策の推進 など

6 計画の推進と進捗管理

1 計画の推進

本計画の推進は、行政だけでなく、さまざまな分野での連携が必要であり、家庭をはじめ、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

また、計画に定めた子育て支援に係る事業などの施策の浸透を図るため、広報を積極的に行っていきます。

2 計画の進捗管理

本計画に定めた施策の推進に向けて、施策の実施状況の点検・評価などを行い、必要に応じて修正、改善を図ることが大切です。

このため、本計画の策定の中心的な役割を担った「日高市児童福祉審議会」において計画の点検・評価をしていきます。

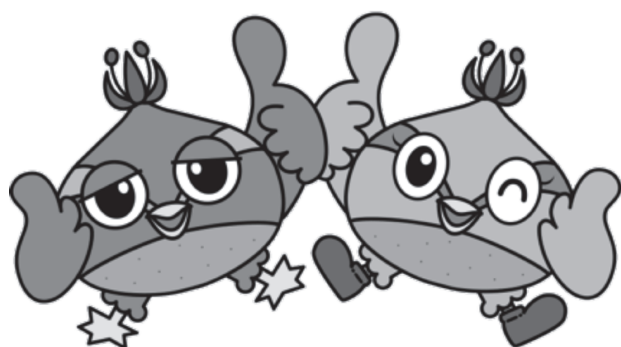


子どもが まんなか 子育て応援団ひだか

日高市 子ども・子育て支援事業計画／次世代育成支援行動計画（第2期 前期計画） 概要版

平成27年3月

発行／日高市 健康福祉部 子ども福祉課
〒350-1292 埼玉県日高市大字南平沢1020番地
電話 042-989-2111（代表）
ホームページ <http://www.city.hidaka.lg.jp>



日高市のマスコット　くりっかー・くりっぴー